

「ジエトフェンカルブ」、「ピカルブトラゾクス」、「ピジフルメトフェン」、「ピリミジフェン」、及び「ベンチアバリカルブイソプロピル」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

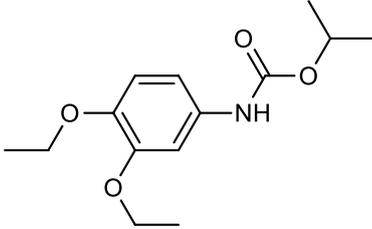
1. ジエトフェンカルブ（農薬）
2. ピカルブトラゾクス（農薬）
3. ピジフルメトフェン（農薬）
4. ピリミジフェン（農薬）
5. ベンチアバリカルブイソプロピル（農薬）

ジエトフェンカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 30 年9月 12 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ジエトフェンカルブ (Diethofencarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	カーバメート系の殺菌剤である。紡錘糸に結合し、細胞分裂を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: だいず、トマト等 今回、はくさい、レタス等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: バナナ カナダ: バナナ EU: はくさい、レタス等 豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成24年 8月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 5月12日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.42 mg/kg 体重/日 ARfD = 2 mg/kg 体重	

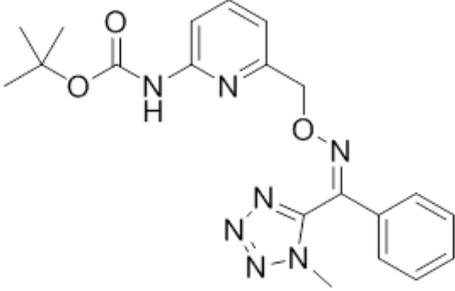
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピカルブトラゾクス

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 30 年 8 月 8 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピカルブトラゾクス (Picarbutrazox)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	テトラゾール誘導体の殺菌剤である。既存剤の耐性菌にも活性を示すことから、新規の作用機構と考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: だいこん、キャベツ等 今回、ねぎ、ピーマン等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成28年 1月 4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成28年 5月17日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.023 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定する必要なし	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピジフルメトフェン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 30 年 11 月 26 日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく新規登録申請」に伴う基準値設定要請を受理
- ・平成 30 年 12 月 5 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 29 年 12 月 26 日付け生食発 1226 第5号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピジフルメトフェン (Pydiflumetofen)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ミトコンドリア電子伝達系に作用し、呼吸阻害を引き起こすことで、殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。 今回、小麦への新規登録申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg 体重/日 (2018) ARfD = 0.3 mg/kg 体重 (2018)
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: 小麦、大麦等 カナダ: 小麦、大麦等 豪州: 大豆、ぶどう等 EU、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス申請: 小麦、大麦等 (米国、カナダ)
食品安全委員会での評価等	初回	

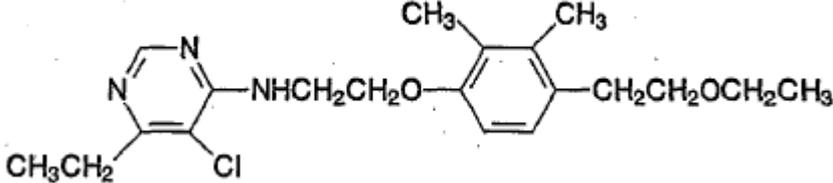
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピリミジフェン

1. 今回の諮問の経緯

・平成30年2月9日、農林水産省からの基準値設定要請を受理。本剤について、本基準が設定されているキャベツ、その他のスパイス等について、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリミジフェン(Pyrimidifen)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	フェノキシエチルアミン系の殺虫剤である。筋肉細胞内のカルシウムイオンの代謝異常を引き起こすことにより、殺虫効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: キャベツ、かんきつ等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成22年11月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年 8月26日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.0015 mg/kg 体重/日	

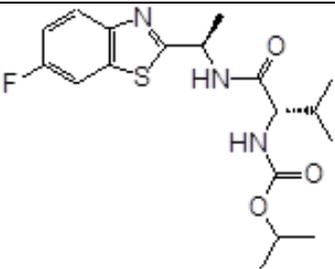
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベンチアバリカルブイソプロピル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 30 年8月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンチアバリカルブイソプロピル (Benthiavalicarb-isopropyl)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	アミノ酸アミドカーバメート系殺菌剤である。リン脂質の生合成系を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: きゅうり、トマト等 今回、レタス及び非結球レタスの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国: トマト、ぶどう等 カナダ: トマト、ぶどう等 EU: レタス、トマト等 豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成15年12月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年11月16日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成19年12月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年 3月13日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成22年 2月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 2月10日 食品健康影響評価結果 受理 【4】平成24年 5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月29日 食品健康影響評価結果 受理 【5】平成25年12月 6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成26年 3月24日 食品健康影響評価結果 受理 【6】平成27年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年 7月 7日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.069 mg/kg 体重/日 ARfD = 設定する必要なし	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【ジエトフェンカルブ】

・作物残留試験

【ピカルブトラゾクス】

・作物残留試験

【ピリミジフェン】

・作物残留試験

【ベンチアバリカルブイソプロピル】

・作物残留試験